平成２２年（フ）第９０３８号
大阪市旭区赤川３丁目６番14号
債務者　小玉由美子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０３９号
大阪市西淀川区佃２丁目13番19―303号
債務者　池田　圭子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９０４５号
大阪府吹田市竹見台１丁目１番Ｃ27―1207号
債務者　宇都宮浩昭
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９１２号
兵庫県西宮市津門住江町８番16―705号
債務者　濱﨑由美子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９６０号
兵庫県西宮市松下町７番45―106号
債務者　吉村　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２０号
兵庫県西宮市広田町12番20号
債務者　九里　知志
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０２６号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目13番18号
債務者　倉冨　幸子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０４６号
兵庫県尼崎市水堂町２丁目23番20号
債務者　藤川光子こと　朴　　光子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５０８号
沖縄県那覇市字安里411番地　大和コーポＡ棟305
債務者　仲宗根穂積
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第１６７号
宮城県刈田郡七ヶ宿町字油畑15番地
債務者　高橋　昌明
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４１号
石川県加賀市上河崎町282番地の３
債務者　舛田　俊治
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第１４３号
石川県小松市串茶屋町い88番地
債務者　角浦三千枝
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２２年（フ）第３５０号
長野市上松２丁目26番７号　204
債務者　前澤　太樹
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３１０号
長野県北安曇郡松川村5651番地199　細野県営住宅50―12
債務者　佐藤　俊文
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第９９６号
兵庫県西宮市高須町２丁目１番32―116号
債務者　寺田　清次
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０１６号
兵庫県尼崎市西昆陽２丁目19番５―506号
債務者　松田　正洋
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１０３３号
兵庫県尼崎市猪名寺１丁目21番33号、前住所兵庫県尼崎市南武庫之荘４丁目18番25―501号
債務者　浦川　　修
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第２１０号
山口県美祢市大嶺町北分484番地１
債務者　小松　正克
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月３日まで
山口地方裁判所宇部支部